

事務連絡
平成28年9月7日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課 御中
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
文部科学省高等教育局大学振興課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
文部科学省初等中等局健康教育・食育課

平成28年度インフルエンザ施設別発生状況調査の開始について

インフルエンザについて、別添のとおり、厚生労働省より各都道府県衛生主管部局宛てに平成28年8月31日付け事務連絡により、「『インフルエンザ施設別発生状況』に係る今シーズンの調査開始について」が発出されていますので、お知らせします。

各学校の設置者は、学校保健安全法第18条、学校保健安全法施行令第5条により、出席停止が行われたとき及び学校の休業を行ったときは、保健所と連絡することとされているところですが、本調査は、上記保健所への連絡について、各都道府県・政令指定都市衛生主管部（局）感染症対策担当課において取りまとめの上、厚生労働省に報告するものです。よって、各学校においては特段の作業等が生じるものではありませんが、各学校の設置者におかれては、上記保健所への連絡について引き続き適切な対応をお願いします。

これらのことについて、都道府県教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校・各種学校を含む。）に対して、都道府県私立学校主管課におかれましては所轄の学校（専修学校・各種学校を含む。）に対して、国立大学法人におかれましては各附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校に対して、周知していただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導についても併せてお願いします。

なお、本件調査の概要に関する問合せは、厚生労働省健康局結核感染症課までお願いいたします。

【本調査の概要に関する連絡先】

厚生労働省健康局結核感染症課：03-5253-1111（代表）（内2036）

【本件事務連絡に関する連絡先】

文部科学省：03-5253-4111（代表）

- 学校保健・その他
初等中等教育局 健康教育・食育課 保健指導係（内2918）
- 専修学校・各種学校
生涯学習政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室 専修学校第一係（内2939）
- 私立学校
高等教育局 私学部 私学行政課 法規係（内2532）
- 国立大学附属学校
高等教育局 大学振興課 教員養成企画室 教育大学係（内2909）